

【ご参考】ポーランド入国者への隔離措置について（12月18日以降）

12月14日（火）及び同17日（金）に官報に掲載された政令を確認したところ、12月18日以降のポーランド入国後の隔離措置の詳細は以下のとおりです。

1 EU加盟国、シェンゲン加盟国、トルコからの入国者

- (1) 全ての入国者が10日間の隔離措置の対象になりますが、入国時に入国前48時間以内に結果が判明した検査の陰性証明を提示することで同隔離措置は免除されます。なお、ポーランド国境警備隊によると、シェンゲン加盟国以外の国からシェンゲン加盟国を乗り継いで入国する場合は、「シェンゲン加盟国以外からの入国」とみなされるということです（例：日本発→ドイツ乗継→ポーランド着）。
- (2) 有効な検査方法は、PCR検査又は抗原検査です。
- (3) 徒歩を含む全ての手段による入国者が、同隔離措置の対象です。
- (4) 隔離措置を課された者は、入国後48時間以内に自主的に受検した検査（PCR検査のみ）の陰性証明をもって、隔離措置期間を短縮することができます。
- (5) 以下の「隔離措置の対象外となる者」については、入国後10日間の隔離が免除されます。

ア 業務執行の際、以下の者は隔離措置の対象外となります。

(ア) 航空機の乗務員

(イ) 漁師、船舶乗組員、海上で作業や検査を行っている技術者及び検査官及び船舶又は採掘プラットフォームで勤務する者及びサービスを提供する者

(ウ) 休息又は船舶の受け渡しのために、船舶以外の手段で国境を超える船舶の乗務員

(エ) 海上の安全のために船舶で勤務する者

(オ) 化石燃料のターミナル建設作業者

(カ) 国際運搬の勤務に就く運転手

(キ) 国際運搬を行う車両以外の手段で国境を超える上記の運転手

(ク) 列車の乗務員

(ケ) 重量3.5トン以下の自動車で運搬を行う運転手

(コ) 定員が運転手を含む7人から9人までの車両で人員を運ぶ運転手

(サ) 航空救助の任務に当たる医療従事者

イ また、以下に該当する者も隔離措置の対象外となります。なお、基本的に隔離対象外となる身分等を文書等で証明する必要があります。

(ア) 国境を跨ぐ農地で農作を行うために国境を超える者

(イ) 任務を執行するポーランド軍兵士及び職員、友軍の兵士及び民間職員、警察官、国境警備隊員、公安庁職員、関税税務局職員、消防士、国家警護局職員、道路運搬監査局職員

(ウ) 外交団の団員、国際機関の代表及びその家族、並びに外交旅券を以て国境を超え

る者

- (エ) 海洋行政の監査官
- (オ) ポーランド又は隣国において就学する生徒およびその保護者
- (カ) ポーランド又は隣国において就学前の教育対象となる子供とその保護者
- (キ) ポーランド以外のEU又はEFTA加盟国、欧州経済領域諸国及びスイスにある居住地への移動のためにポーランド国内を通過するEUの長期許可又は永住権を有する外国人及びその配偶者・子供
- (ク) EU又はEFTA加盟国の港を往来する娯楽用の船舶の乗船者
- (ケ) ポーランドの大学に在籍している大学生・大学院生、専門学校の学生
- (コ) ポーランド国内で研究活動を行う者（法律で定められている者）
- (サ) ポーランドの文化遺産の保護にかかわる業務をポーランド国外で行う者
- (シ) ポーランド国内で開催されるスポーツ大会に参加する選手・監督・医師・審判等
- (ス) ポーランドでの医療行為の許可を得、ポーランドに来訪する医療従事者
- (セ) EUが承認する新型コロナウイルスの予防ワクチン接種者（各ワクチンの規定回数を接種してから14日が経過した者）で、その証明書を所有している者（証明書はポーランド語又は英語表記）
- (ソ) 成人の予防接種者と一緒に移動する12歳未満の子供
- (タ) ポーランド又は隣国において任務・業務を行うためシェンゲン圏内の国境を超える者（以前より例外になっている国境を跨ぎ通勤している者）
- (チ) ポーランドの国立スポーツ協会の協会員、医者、トレーナー・審判等
- (ツ) 新型コロナウイルス感染症に感染し、6ヶ月以内に自宅療養又は退院し治癒した者（証明書はポーランド語又は英語表記）
- (テ) ポーランドの学校、在外公館付属学校、軍の学校等の教師で、ポーランドで予防接種を受けるために入国する者
- (ト) ポーランドの小学8年生の試験、高校卒業試験及び職業試験受験者
- (ナ) 公務を行う国家航空事故調査委員会、国家海事事故調査委員会、国家鉄道事故調査委員会のメンバー
- (ニ) EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国からポーランドに到着した後、空港で受けた検査結果が陰性であった者
- (ヌ) EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国からポーランドに入国する前の48時間以内に受けた検査結果が陰性であった大人、新型コロナワクチンを接種した大人、又は航空会社担当者の付き添いを受けている12歳未満の子供
- (ネ) ポーランド到着後から24時間以内にポーランドを出発することが航空券で確認された者
- (ノ) 上記(ヌ)にあてはまらない場合で、新型コロナワクチンを接種した大人の付き添い、又は航空会社担当者の付き添いで旅行する12歳未満の子供

- (ハ) 国や地方自治体の文化機関がポーランドで主催する国際音楽コンクールやフェスティバル、コンサートに参加するアーティスト、審査員、公認ジャーナリスト、又は参加者やアーティストの保護者
- (ヒ) ポーランドの公的機関で構成される公式代表団のメンバー
- (フ) コンクール、オリンピック又はトーナメントの参加者又はその保護者で、EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国からポーランドに入国する前の48時間以内に受けた検査結果が陰性であった者又は新型コロナワクチンを接種した者
- (ヘ) 新型コロナウイルス感染症の検査結果が陰性であり、かつ同感染症のパンデミック時に自由な旅行を促進するために、同感染症に関連する相互運用可能な予防接種・検査結果・回復証明書（EUデジタル証明書）の発行・検証・承認の枠組みに関する2021年6月14日付欧州議会・理事会（EU）2021/953の規則に従って発行された証明書と同等と認められたEUデジタル証明書、又は同感染症に関連する予防接種・検査結果・回復証明書を有する者
- (ホ) 上記（ヘ）で言及されている大人の付き添いを受けて越境した12歳未満の子供
- (マ) ポーランドが締結した国際協定に基づく義務の履行を目的として組織された国、又は地方自治体の機関がポーランドで開催する国際会議の参加者として入国する者
- (ミ) 接触が指定された親の居住地以外の国に滞在する未成年者と接触することを認めた裁判所の法的拘束力を有する判決又は裁判所で締結された和解を履行するために国境を越える者

(6) EU加盟国又はシェンゲン加盟国は以下のとおりです（31か国：五十音順）。

アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア

2 EU加盟国、シェンゲン加盟国又はトルコ以外の国からの入国者（シェンゲン加盟国等で乗り継ぎした場合も含む）

- (1) 全ての入国者が14日間の隔離措置の対象になりますが、入国時に入国前24時間以内に結果が判明した検査の陰性証明を提示することで同隔離措置は免除されます。また、空港到着後から入国審査までの間に設置された検査ポイントで取得した陰性証明も有効なものとして認められるほか、入国後3時間以内に空港の敷地内で受検した検査の陰性証明を取得することでも同隔離措置は免除されます。
- (2) 新型コロナワクチン接種証明書の有無は関係ありません。（例え、同接種証明書を所持していたとしても、上記陰性証明がなければ隔離措置は免除されませんのでご注意

ください)。

(3) 入国後8日を経過した後に自主的に受検した検査(PCR検査のみ)結果の陰性証明をもって、隔離措置期間が短縮することができます(起算日は入国日の翌日)。

(4) 以下の「隔離措置の対象外となる者」については、入国後14日間の隔離が免除されます。

ア ポーランド又は隣国において就学する生徒及びその保護者

イ ポーランド又は隣国において就学前教育を行う幼児及びその保護者

ウ ポーランドの小学8年生の試験、高校卒業及び就業試験の受検者及びその保護者

エ 航空機の乗務員

オ 漁師、船舶乗組員、海上で作業や検査を行っている技術者及び検査官及び船舶又は採掘プラットフォームで勤務する者及びサービスを提供する者

カ 休息又は船舶の受け渡しのために、船舶以外の手段で国境を超える船舶の乗務員

キ 海上の安全のために船舶で勤務する者

ク 化石燃料のターミナル建設作業者

ケ 国際運搬の勤務に就く運転手

コ 国際運搬を行う車両以外の手段で国境を超える上記の運転手

サ 列車の乗務員

シ 重量3.5トン以下の自動車で運搬を行う運転手

ス 定員が運転手を含む7人から9人までの車両で人員を運ぶ運転手

セ 航空救助の任務に当たる医療従事者

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずはお伺うことになります)。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html